新旧対照表

修正内容	土木工事共通特記仕様書(令和7年10月1日版)	土木工事共通特記仕様書(令和7年8月1日版)
	第2-8条 週休2日制適用工事 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、 現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とする ことができる。 なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。 また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週 休 2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に 変 更することができるものとする。	第2-8条 週休2日制適用工事 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、 現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とす ることができる。 なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。 また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週 休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に 変更することができるものとする。
P22 完全週休2日 に関する事項 を追記	 (現場閉所による週休2日工事) 1. 本工事は、週休2日制適用工事である。 2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。 3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。 4. 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。 5. 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。 	(現場閉所による週休2日工事) 1. 本工事は、週休2日制適用工事である。 2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。 3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。 4. 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。 (週休2日制交替制工事)
P22 完全週休2日 に関する事項 を追記	(週休2日制交替制工事) 1. 本工事は、週休2日制適用工事である。 2. 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。 3. 受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日相当を達成した場合は経費に補正係数を乗じ変更するものとする。 4. 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。	本工事は、週休2日制適用工事である。 受注者は、週休2日や替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。 【対象工事】 以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が1週間未満の工事
P22 リンク先を 変更	【対象工事】 以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が 1 週間未満の工事 ・緊急復旧工事 (緊急随契を行うような工事) 【関連資料】 週休 2 日制適用工事実施要領 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/syuukyuu2/top.html	・緊急復旧工事(緊急随契を行うような工事) 【関連資料】 週休2日制適用工事実施要領 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/syuukyuu2/documents/r610syuukyuu2 youryou.pdf
	22	22

	第2-10条 ICT活用工事	第2-10条 ICT活用工事
P25 時記仕様書記 歳例に基づく ことを追記	1. 情報通信技術 (ICT) の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事 (下記の工種)を受注者の提案・協議により選択できるものとする。 2. 対象となる工種の実施にあたっては各工種の実施要領 (最新版) 及び実施要領に記載されている特記仕様書記載例に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/i-construction/index.html 対象工種 ・ICT活用工事 (土工) ・ICT活用工事 (土工) ・ICT活用工事 (小規模土工) ・ICT活用工事 (河川波珠) ・ICT活用工事 (舗装工) ・ICT活用工事 (建立) ・ICT活用工事 (機管改工) ・ICT活用工事 (機管放工 (極脚・橋台)) ・ICT活用工事 (基礎工) ・ICT活用工事 (構造物工 (極脚・橋台)) ・ICT活用工事 (構造物工 (橋梁上部)) ・ICT活用工事 (構造物工 (極梁上部)) ・ICT活用工事 (神器造物設置工) ・ICT活用工事 (付帯構造物設置工) ・ICT活用工事 (作業土工 (床掘))	 情報通信技術(ICT)の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(下記の工種)を受注者の提案・協議により選択できるものとする。 2. 対象となる工種の実施にあたっては各工種の実施要領(最新版)に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。 URL:
		25